

避難者に係る市区町村等の対策現況（アンケート結果）と課題について〔質的な課題に関する事項〕【概要】

分類	質問項目	結果概要
避難所環境等について(市区町村への照会結果)		
避難所環境等について	1都4県の避難者収容可能人数	1都4県全体の二次避難所における避難者収容可能人数は、約34万人である(ただし、二次避難所の避難者収容可能人数を把握していない市区町村が多く、この数値はあくまで収容可能人数の回答のあった市区町村分の合計値である)。
	二次避難所における避難者1人当たりの避難所収容面積	二次避難所における1人あたりの収容面積は、2.15～3.98㎡/人である。
	二次避難所の耐震化の状況	耐震性のある二次避難所の割合は、神奈川県で80%、東京都多摩で74%、東京都区部で67%、その他は6割未満である。東京湾北部地震で震度6強が発生する東京都区部などでは、耐震性のない二次避難所を中心に被害が発生する可能性があり、避難所収容力が低下するおそれがある。
	二次避難所の耐震化状況を考慮した場合の1都4県の避難者収容可能人数	耐震性のない避難所は、震災時には避難所としての機能が低下する可能性があり、耐震化状況を考慮した1都4県全体の二次避難所の避難者収容可能人数は、東京湾北部地震(M7.3)の場合で約33.3万人、プレート境界多摩地震(M7.3)の場合で約33.5万人となる(なお、二次避難所がすべて活用できた場合の収容可能人数は約33.7万人)。
	自家発電装置の整備状況	自家発電装置を全ての避難所に整備している避難所の割合は、神奈川県で33%、東京都区部で30%、東京都多摩で17%、その他は1割未満である。
	自家発電装置を整備している避難所における平均発電可能時間	自家発電装置を整備している避難所における1箇所当たりの平均発電可能時間は、東京都区部で18.5時間、茨城県南部で15時間、埼玉県で13.4時間、神奈川県で12.1時間、その他は10時間未満である。
	食料の備蓄状況	食料備蓄量は、東京都区部で780万食、神奈川県で508万食、東京都多摩で321万食、千葉県、埼玉県でそれぞれ283万食、その他は40万食未満である。
	耐震性貯水槽による飲料水備蓄量	耐震性貯水槽による飲料水備蓄量は、神奈川県で40万m ³ 、東京都区部で39万m ³ 、埼玉県で23万m ³ 、その他は数万m ³ 未満である。
	ペットボトル等避難所用飲料水の備蓄量	ペットボトル等避難所用飲料水の1市区町村当たりの備蓄量は、東京都区部で91万リットル、神奈川県で70万リットル、東京都多摩で28万リットル、埼玉県、千葉県でそれぞれ21万リットル、その他は10万リットル未満である。
	浄水器、濾水器などの準備状況	飲料水確保のためにプール水等を浄化する浄水器、濾水器などを用意している避難所(一次避難所+二次避難所)の割合は、神奈川県で44%、東京都多摩で41%、東京都区部で40%、埼玉県で16%、その他は10%未満である。
	プール水の活用など、発災時の既設トイレ活用の検討状況	プール水の活用など、発災時の既設トイレ活用について具体的に考えている市区町村の割合は、神奈川県で64%、東京都区部で61%、東京都多摩で30%、その他は20%未満である。
	仮設トイレ・組立てトイレ等の備蓄・調達数	バキュームカー等による汲み取り・回収が必要となる、し尿貯留型で屋外等に設置する仮設トイレ・組立てトイレ等の備蓄・調達数は、神奈川県で約1万4,000基、東京都区部で約7,000基、千葉県で約3,200基、埼玉県で約2,200基、東京都多摩で約2,000基である。
簡易トイレの備蓄・調達数	室内に設置可能な小型で持ち運びのできるトイレで、し尿貯留型の簡易トイレ(介護等で使用されているポータブルトイレ含む)の備蓄・調達数は、埼玉県で約2万6,000基、神奈川県、東京都区部でそれぞれ約2万1,000基、東京都多摩、千葉県でそれぞれ約5,500基である。	

分類	質問項目	結果概要
避難所環境等について	マンホール対応型トイレ等の備蓄・調達数	下水道を活用したマンホール対応型トイレ等の備蓄・調達数は、東京都区部で約 3,500 基、神奈川県で約 2,100 基、その他は 400 基未満である。
	携帯トイレの備蓄・調達数	既設トイレの便座等に便袋を設置し、し尿をパックするタイプの携帯トイレの備蓄・調達数は、東京都区部で約 98 万 2,000 枚、神奈川県で約 37 万 1,000 枚、埼玉県で約 22 万 2,000 枚、東京都多摩で約 11 万 9,000 枚、千葉県で約 6 万 7,000 枚である。
	その他トイレの備蓄・調達数	その他トイレの備蓄・調達数は、神奈川県で約 1,100 基、埼玉県、東京都区部でそれぞれ約 600 基である。
	大規模地震時に想定される避難所開設期間	大規模な直下地震により市区町村の周辺地域で震度 6 強以上の揺れが発生した場合に想定される避難所開設期間の平均値(回答のあった市区町村の平均)は、千葉県で 72 日、埼玉県で 62 日、神奈川県で 61 日、茨城県南部で 44 日、東京都区部で 35 日、東京都島嶼部で 24 日、東京都多摩で 19 日である。
	避難者収容の可能性	計画した人数であっても、実際には計画どおりに収容できない可能性があると考えている市区町村の割合は、神奈川県・千葉県・東京都多摩・埼玉県で 3～4 割、東京都区部で 26% である。
	プライバシーの確保	避難所におけるプライバシーの確保について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、神奈川県で 61%、東京都区部で 22%、東京都多摩で 20%、埼玉県で 14%、その他は 10% 未満である。
	避難所の運営方法	避難所の開設、管理・運営を行政職員や教職員等が主導して行うとする市区町村の割合は、千葉県で 46%、埼玉県で 45%、茨城県南部で 44%、東京都多摩で 40% であるのに対し、神奈川県では 15%、東京都区部では 0% である。 神奈川県や東京都区部では、避難所の開設は行政職員あるいは教職員等が行うが、以降の管理・運営は地域住民が主体的に行うとする市区町村が多い。また、東京都区部では、この他、開設からすべて地域住民が主体的に行うこととする区も多い。
	避難者名簿の作成	避難者名簿の作成について具体的な準備を行っている市区町村の割合は、東京都区部で 83%、神奈川県で 76%、東京都多摩で 53%、千葉県で 38%、埼玉県で 31%、その他は 2 割未満である。
	避難者の照会への対応	避難者の照会への対応について具体的な準備を行っている市区町村の割合は、神奈川県で 48%、東京都区部で 35%、その他は 2 割未満である。
	一次避難所における視覚障害者への配慮	一次避難所における視覚障害者への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で 39%、神奈川県で 21%、その他は 2 割未満である。
	一次避難所における聴覚障害者への配慮	一次避難所における聴覚障害者への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で 52%、神奈川県で 21%、その他は 2 割未満である。
	一次避難所における身体障害者への配慮	一次避難所における身体障害者への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で 52%、神奈川県で 33%、東京都多摩で 20%、その他は 2 割未満である。
	一次避難所における高齢者への配慮	一次避難所における高齢者への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で 65%、神奈川県で 36%、東京都多摩で 30%、その他は 2 割未満である。
	一次避難所における妊婦・乳幼児への配慮	一次避難所における妊婦・乳幼児への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で 100%、神奈川県で 73%、東京都多摩で 57%、その他は 4 割未満である。
一次避難所における外国人への配慮	一次避難所における外国人への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で 48%、神奈川県で 24%、東京都多摩で 20%、その他は 1 割未満である。	

分類	質問項目	結果概要	
避難所及び応急住宅の供給について(市区町村への照会結果)			
避難所生活者数の早期低減	応急危険度判定による従前住宅の利用促進	別資料「避難者に係る市区町村等の対策現況(アンケート結果)と課題について(量的な課題に関する事項)」を参照のこと。	
	帰省・疎開の奨励・あっせん	別資料「避難者に係る市区町村等の対策現況(アンケート結果)と課題について(量的な課題に関する事項)」を参照のこと。	
避難所以外の既存施設の活用による供給拡大	公的施設・民間施設の活用 ホテル・旅館、公的宿泊施設の活用	ホテル・旅館の活用の地域防災計画への位置付け	ホテル・旅館の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で33%、東京都区部で26%、その他では1割未満である。
		ホテル・旅館への避難の対象者	ホテル・旅館の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の27市区町村において、対象者を高齢者、障害者としているのはそれぞれ16市区町村、乳幼児及び保護者としているのは15市区町村、外国人、災害対策活動への従事者としているのはそれぞれ11市区町村である。
		ホテル・旅館における宿泊以外のサービス提供	ホテル・旅館の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の27市区町村のうち、宿泊以外のサービス提供について協定を締結しているのは、東京都区部で4区、埼玉県で1市である。
		公的宿泊施設の活用の地域防災計画への位置付け	公的宿泊施設の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で18%、東京都多摩で10%、その他では数%程度である。
		公的宿泊施設への避難の対象者	公的宿泊施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の18市区町村において、対象者を高齢者、障害者としているのはそれぞれ10市区町村、乳幼児及び保護者、一般の被災者としているのはそれぞれ9市区町村、外国人としているのは8市区町村である。
		公的宿泊施設における宿泊以外のサービス提供	公的宿泊施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の18市区町村のうち、宿泊以外のサービス提供について協定を締結しているのは、東京都多摩の2市町である。
		民間の研修所・保養所の活用の地域防災計画への位置付け	民間の研修所・保養所の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で27%、その他では数%程度である。
		民間の研修所・保養所への避難の対象者	民間の研修所・保養所の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の14市区町村において、対象者を高齢者としているのは6市町村、障害者、外国人、乳幼児及び保護者、一般の被災者としているのはそれぞれ5市町村である。
		民間の研修所・保養所における宿泊以外のサービス提供	民間の研修所・保養所の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している14市区町村のうち、宿泊以外のサービス提供について協定を締結している市区町村はない。
		その他施設の活用の地域防災計画への位置付け	その他施設の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、茨城県南部で24%、神奈川県で18%、その他で1割以下である。
		その他施設への避難の対象者	その他施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の20市区町村において、対象者を一般の被災者としているのは9市町村、災害対策活動への従事者としているのは8市町村である。
その他施設における宿泊以外のサービス提供	その他施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の20市町村のうち、宿泊以外のサービス提供について協定を締結しているのは、神奈川県で2市、茨城県南部と千葉県でそれぞれ1市である。		

分類		質問項目	結果概要
屋外避難への支援	屋外でのテント等の活用	天幕・テント等の活用の地域防災計画への位置付け	天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で 39%、東京都多摩で 30%、埼玉県で 29%、神奈川県で 24%、その他は2割以下である。
		屋外避難用に活用する天幕・テント等	天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している 1 都 4 県の 64 市区町村において、活用するものとして多いものは、市区町村所有の天幕・テント等が 47 市区町村、地域の小中学校などが所有している天幕・テント等が 29 市区町村、天幕・テント等を取り扱う事業者からの調達で 23 市区町村、町内会など地域組織が保有している天幕・テント等が 22 市区町村となっている。
		天幕・テント等の確保に関する協定	天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している 1 都 4 県の 64 市区町村のうち、市区町村で関連事業者(団体)と協定を結んでいると回答した市区町村は、埼玉県で 9 市町、神奈川県で 4 市、東京都区部で 3 区、千葉県、東京都多摩でそれぞれ 2 市である。
避難所不足地域から他地域への避難者の移動	近隣地域の避難所の利用	近隣他地域の避難所利用の地域防災計画への位置付け	近隣他地域の避難所利用を地域防災計画で位置付けている、または検討している自治体は、東京都区部で 57%、東京都多摩で 47%、埼玉県で 35%、神奈川県で 24%、その他で 2 割以下である。 例えば、東京都では、近隣他地域の避難所利用を都が地域防災計画で位置付けているが、区部の約半数が地域防災計画で位置付けていない。
		移送の対象者	近隣他地域の避難所利用を地域防災計画で位置付けている、または検討している 1 都 4 県の 72 市区町村において、対象者を障害者としているのは 46 市区町村、高齢者としているのは 45 市区町村、一般の避難者としているのは 44 市区町村、その他要援護者としているのは 37 市区町村である。
応急住宅需要の低減	応急修理等による従前住宅への復帰		別資料「避難者に係る市区町村等の対策現況(アンケート結果)と課題について(量的な課題に関する事項)」を参照のこと。
応急住宅の早期供給	公的な空き家・空き室の活用(公営住宅等)	公的な空き家・空き室への入居者の選定方法	公的な空き家・空き室への入居者の選定方法については、未定が 1 都 4 県平均で 26%と最も多く、次いで、高齢者のいる世帯を優先、障害者のいる世帯を優先がそれぞれ 21%、病弱な人・被災により負傷した人を優先が 17%である。
	民間の空き家・空き室の活用(民間賃貸住宅等)	民間の空き家・空き室活用の地域防災計画への位置付け	民間の空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で 57%、神奈川県で 45%、東京都多摩で 37%、埼玉県で 30%、その他では 1 割以下である。 宅地建物取引業協会等との協定は一般に都県が行っており、市区町村は都県経由で民間の空き家・空き室の提供を受けることが可能である。ただし、そのことを認識している市区町村は非常に少ない。
		民間の空き家・空き室への入居者の選定方法	民間の空き家・空き室活用の地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村における入居者の選定方法については、未定が 1 都 4 県平均で 43%と最も多く、次いで、高齢者のいる世帯を優先、障害者のいる世帯を優先がそれぞれ 29%である。
	応急仮設住宅の早期提供	応急仮設住宅への入居者の選定方法	